

水量別従量料金一覧表(1か月につき)

(税込み)

水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金
1	62.70円	13	1,122.00円	25	3,619.00円	37	6,839.80円	49	10,872.40円	61	15,175.60円	85	23,782.00円	501	1m ³ につき
2	125.40	14	1,287.00	26	3,887.40	38	7,108.20	50	11,231.00	62	15,534.20	90	25,575.00	以上	485.10円
3	188.10	15	1,452.00	27	4,155.80	39	7,376.60	51	11,589.60	63	15,892.80	100	29,161.00		を加えて
4	250.80	16	1,617.00	28	4,424.20	40	7,645.00	52	11,948.20	64	16,251.40	150	51,381.00		ください
5	313.50	17	1,782.00	29	4,692.60	41	8,003.60	53	12,306.80	65	16,610.00	200	73,601.00		
6	376.20	18	1,947.00	30	4,961.00	42	8,362.20	54	12,665.40	66	16,968.60	250	95,821.00		
7	438.90	19	2,112.00	31	5,229.40	43	8,720.80	55	13,024.00	67	17,327.20	300	118,041.00		
8	501.60	20	2,277.00	32	5,497.80	44	9,079.40	56	13,382.60	68	17,685.80	400	162,481.00		
9	564.30	21	2,545.40	33	5,766.20	45	9,438.00	57	13,741.20	69	18,044.40	450	184,701.00		
10	627.00	22	2,813.80	34	6,034.60	46	9,796.60	58	14,099.80	70	18,403.00	500	206,921.00		
11	792.00	23	3,082.20	35	6,303.00	47	10,155.20	59	14,458.40	75	20,196.00				
12	957.00	24	3,350.60	36	6,571.40	48	10,513.80	60	14,817.00	80	21,989.00				

※上記料金早見表は一般用(専用栓)扱いです。

水道料金のお支払い方法

水道料金のお支払いには、次の三つの方法があります。

① 口座振替による方法

お客様の貯金・預金口座から2か月に一度(検針翌月の16日)に、自動的に支払われる方法です。

お支払い当日の貯金・預金残高が不足していますと引き落としができません。貯金・預金残高には気をつけましょう。

② クレジットカード払いによる方法

詳細は10ページをご確認ください

③ 納付書等による方法

郵送された納付書等を最寄りの金融機関、コンビニエンスストア又はスマホ決済サービス(LINE Pay請求書支払い・PayB・PayPay請求書支払い・auPAY)でお支払いいただく方法です。

※スマホ決済サービスでお支払いの場合、領収書は交付されません。

※クレジットカード、銀行振込でのお支払いはできません。

転居等にもなう料金精算

お客様が、転居等により水道の使用を中止する場合は、担当者が転居日(中止日)以降に量水器の検針に伺い、転居日(中止日)までの料金を計算します。転居先へ納入通知書を郵送しますので、転居等による使用中止のお届けの際は、必ず転居先をお知らせください。また、現在口座振替もしくはクレジットカードをご利用中のお客様につきましては、同様の方法にてお支払いが可能です。

なお、検針及び料金精算は、民間の会社に委託しております。担当者は、左胸に受託会社の名札をつけ身分証明書を持っています。

領収証

お支払いの証明となります。領収証は大切に保管しておきましょう。

水道料金に関するお問い合わせの際は

領収証に書いてある「お客様番号」をお知らせください。

水道料金のお支払いは便利なキャッシュレス決済で

【口座振替】

口座振替のお申し込みをしていただきますと、金融機関がお客様にかわって自動的に水道料金を企業局へ払い込んでくれる、とても便利な制度です。

口座振替のお申し込みは簡単です

① お申し込みは Web 口座振替受付サービスで(金融機関を変更することもできます。)

- お申し込みには、お客様番号、口座に関する情報、メールアドレスが必要です。以下のウェブサイトからお申し込みください。

※お客様番号は「水道及び下水道使用申込書」、「使用水量のお知らせ」または「水道料金等納入通知書」に記載されています。

<https://www.www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/ryoukin/kouza-furikae.html>

(千葉県HP)



② 紙でのお申し込みについて※以下のいずれかの方法で申し込むことができます。

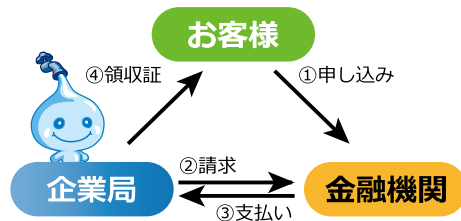
- 最近お支払いいただいた水道料金の領収証と印鑑(金融機関との取引印)を、お客様の貯金・預金口座のある金融機関へご持参ください。一部対応していない店舗もございますので、あらかじめ各金融機関にご確認をお願いいたします。
- 県水お客様センターにお電話いただければ、「水道料金等口座振替依頼書」を郵送いたします。また企業局ホームページからダウンロードすることも可能です。必要事項を記入しご返送ください。

口座振替の継続利用もできます

県営水道料金のお支払いを口座振替にしているお客様が、給水区(11市)に引越しをされる場合、新たに口座振替の申し込み手続きをされなくても同じ口座を継続して利用できます。

口座振替取り扱い金融機関

右に記載してある金融機関の本支店及び全国の郵便局



銀行	みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、埼玉りそな、PayPay、楽天**2、イオン、群馬、常陽、筑波、千葉、千葉興業、きらぼし、三菱UFJ信託*1、みずほ信託*1、SMBC信託*1、京葉、東日本*1、東京スター、ゆうちょ(郵便局)
信用金庫	千葉、銚子、東京ベイ、館山、佐原、朝日、東京シティ、東京東、東栄、亀有、小松川、城北
信用組合	銚子商工*1、君津*1、ハナ*1、横浜幸銀*1
労働金庫	中央労働金庫
農協	市原市*1、千葉みらい*1、市川市*1、とうかつ中央*1、ちば東葛*1、成田市*1、西印旛*1
漁協	東日本信用漁業協同組合連合会*1

(令和6年2月1日現在)

「口座振替済みのお知らせ」は、検針時に「使用水量のお知らせ」に添付し、お客様に直接お届けいたしますので、これによりお支払い情報を確認できます。

*1 Web口座振替受付サービスでの申し込みは不可
*2 Web口座振替受付サービスでの申し込みが可能